

岩国市告示第 76 号

悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)第 4 条の規定に基づき、特定悪臭物質の種類ごとの規制基準について次のとおり定めたので、同法第 6 条の規定により告示する。

平成 23 年 4 月 1 日

岩国市長 福 田 良 彦

- 1 工場その他の事業場(以下単に「事業場」という。)における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

項	特定悪臭物質の種類	許 容 限 度		
		A 地域	B 地域	C 地域
1	アンモニア	1	2	5
2	メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
3	硫化水素	0.02	0.06	0.2
4	硫化メチル	0.01	0.05	0.2
5	二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
6	トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
7	アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
8	プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
10	イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
12	イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
13	イソブタノール	0.9	4	20
14	酢酸エチル	3	7	20
15	メチルイソブチルケトン	1	3	6
16	トルエン	10	30	60
17	スチレン	0.4	0.8	2
18	キシレン	1	2	5
19	プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
20	ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
21	ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
22	イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

備考

- 1 A地域、B地域及びC地域とは、それぞれ工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質の排出(漏出を含む。)を規制する地域の指定に関する告示(平成 23 年岩国市告示第 75 号、以下「告示」という。)により指定した地域のうち、悪臭規制法指定地域図に示すA地域、B地域及びC地域をいう。
- 2 この表の許容限度の値は、特定悪臭物質の含有率が 100 万分の 1 である場合を 1 として表示したものである。

- 2 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準排出口における許容限度は、次の式により算出した特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの流量とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式は、補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、適用しない。

この式において、 $q$ 、 $He$  及び  $Cm$  は、それぞれ次の値を表すものとする。

$q$  流量(単位：温度摂氏零度、圧力1気圧の状態に換算した $m^3$ /時)

$He$  次の式により算出し、補正された排出口の高さ(単位：m)

$Cm$  1の表の許容限度値

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1,460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、 $He$ 、 $Ho$ 、 $Q$ 、 $V$  及び  $T$  は、それぞれ次の値を表すものとする。

$He$  補正された排出口の高さ(単位：m)

$Ho$  排出口の実高さ(単位：m)

$Q$  温度摂氏15度における排出ガスの流量(単位： $m^3$ /秒)

$V$  排出ガスの排出速度(単位：m/秒)

$T$  排出ガスの温度(単位：絶対温度)

- 3 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質(次の表に掲げる物質に限る。)を含む水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準。

特定悪臭物質の種類	事業場から敷地外に排出される排出水の量	許 容 限 度		
		A地域	B地域	C地域
1 メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.03	0.06	0.2
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.007	0.01	0.03
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.002	0.003	0.007
2 硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.3	1
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.02	0.07	0.2

		0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.005	0.02	0.05
3	硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.3	2	6
		0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.07	0.3	1
		0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.01	0.07	0.3
4	二硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.6	2	6
		0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.4	1
		0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.03	0.09	0.3

備考

- 1 この表の許容限度の値は、1リットルにつきミリグラムを単位として表示したものである。
- 2 A地域、B地域及びC地域とは、それぞれ告示により指定した地域のうち、悪臭規制法指定地域図に示すA地域、B地域及びC地域をいう。